平成２５年（フ）第２４０４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目３番22―406号
債務者　久保田　功
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４１１号
札幌市中央区南５条西10丁目1015番地８　コンフォートマンション301号
債務者　小林　亜弥
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４２９号
札幌市東区北35条東17丁目２番１―202号
債務者　瀬部麻衣子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３３号
札幌市白石区栄通17丁目17番31―301号
債務者　野宮　竜也
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４８号
札幌市東区北12条東11丁目４番３―101号
債務者　相本美奈子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４９号
札幌市白石区南郷通18丁目北２番37―302号
債務者　佐々木常人
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８４号
札幌市東区北34条東８丁目２番16号　マル実ハウス５号
債務者　岡田　隆志
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４９５号
札幌市豊平区月寒東１条15丁目12番６―701号
債務者　瓜田ちはる（旧姓青池・中村）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５０４号
北海道江別市野幌若葉町102番地の８
債務者　川口　愛未
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２０号
札幌市中央区北３条西21丁目１番３―402号
債務者　小野　洋嗣
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５２６号
札幌市中央区南６条西12丁目1302番地26　南６条発成ビル203号
債務者　竹村　泰昭
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５３８号
札幌市西区八軒８条西10丁目５番12号　マザーハウスぽぷら
債務者　加我　琴子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
北海道恵庭市住吉町３丁目６番３号
債務者　三国谷明可（旧姓湊）
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９号
札幌市東区北25条東18丁目１番８号　瀬比亜館北25条202号
債務者　堀　久美子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
札幌市東区北23条東13丁目１番８―102号
債務者　佐久間里香
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
札幌市南区藤野４条３丁目８番18号
債務者　高坂　千秋
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７号
札幌市厚別区厚別西３条４丁目５番13号　アーバン34―102号
債務者　今井　邦彦
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３０３号
群馬県前橋市小相木町350番地１　サーパス新前橋502号
債務者　黒岩美知代（旧姓荻原）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係